

令和8年度 廿日市市事業所用創エネ・省エネ設備導入促進補助金Q&A

No.	質問	回答	カテゴリ
1	申請は、郵送でも可能ですか。	郵送での受付は行いません。市役所（本庁1階③番窓口）へ持参してください。	全般
2	申請は必ず本人が窓口に行かなければいけませんか。	申請者本人からの委任状により、申請書類の提出を代行できます。委任を受けて申請書を提出する方は、窓口で身分証をご提示ください。 ただし、受任者による書類の追記・訂正等はできません。書類に不備がある場合は申請書類の受け取りができませんのでご注意ください。	全般
3	予算の上限に達した時点で受付は終了しますか。	申請額が予算上限額に達した日の17時に受付を終了します。予算額を超えた日に複数件の申請があった場合は、抽選により優先順位を決定します。 なお、受け付けた時刻に関わらず、同日の申請は同着として扱います。受付時点で予算に余裕があったとしても、同日中に予算額を超えた場合は抽選となります。また、予算額に達した後でも、同日中は申請を受付けます。 (例) 8月1日12時に予算上限を超えた場合 ⇒8月1日17時までは申請受付。後日、8月1日受付分（午前受付分も含む）について、抽選により優先順位を決定する。	全般
4	他の補助金と併用はできますか。	本補助金は国の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点加速化事業）」を財源としているため、 国費が充当されている他の補助金と併用することはできません。 補助金交付後であっても、併用していたことが判明した場合には、補助金の交付決定を取り消し、返還を命じますのでご注意ください。 ただし、補助対象が重複しない限り、併用が可能です。 補助対象設備に係る経費を明確に切り分けることや、契約を分けることにより補助対象とできる場合がありますので、詳しくは市にご相談ください。	全般
5	設備を設置したあとも、申請できますか。	補助金交付申請・交付決定前に契約・着手した設備は対象外です。必ず補助金の交付決定を受けた上で、契約、着工してください。	全般
6	交付決定がいつ出るか教えてもらえますか。	申請状況により前後しますが、申請書を受理してから1か月程度が見込まれます。交付決定日を早めてほしいなどの要望はお受けできません。	全般

No.	質問	回答	カテゴリ
7	交付申請時の内容から変更したい（再見積による金額変更、機器の変更など）のですが、手続きは必要ですか。	必ず着工前に市に相談してください。変更承認申請書の提出が必要となる場合があります。事後の変更承認申請は、原則として認めません。 なお、交付決定後の金額の変更について、当初の交付決定額を超えて補助金を交付することは原則できませんのでご注意ください。	全般
8	都合により交付決定後に申請を取り下げたいのですが、どうしたらよいですか。	市からの交付決定を受けたら、速やかに契約、着工し、必ず期限までに実績報告を完了させる必要があります。特別な理由により事業の実施が困難となった場合は中止承認申請書による中止申請が必要です。速やかに市へ相談してください。	全般
9	申請を取り下げた場合、書類は返却してもらえますか。	一度受理した申請について、申請書類は返却できません。	全般
10	期限までに実績報告ができない場合、どうなりますか。	補助事業の完了を確認できないため、補助金の支払いができません。遅くとも12月中には工事を完了できるよう、余裕を持ったスケジュールを立ててから申請してください。特別な事情により工事が遅れる場合は、早めに市に相談してください。	全般
11	指定の日までに補助金を振り込んでもらえますか。	補助金の振込日を指定することはできません。 なお、振込までは実績報告から2か月程度を要します（実績報告受理⇒1か月程度で額の確定⇒1か月程度で振込み）	全般
12	1種類の設備について申請したあと、他の種類の設備についても申請できますか。	同年度内で、申請は1事業者あたり1回限りとしています。そのため、複数の設備を導入する場合は、まとめて申請をしてください。	全般
14	余剰電力は売電してもいいですか。	FITの認定を受けないのであれば余剰電力の売電は認めています。自家消費率50%以上であることが補助の要件となっていますので、必ず達成できるよう、過度な容量の設置とにならないよう注意してください。 なお、補助事業完了後5年間について、売電による収益が補助対象経費を上回る場合などには市への収益納付が必要になる場合があります。	補助の要件について

No.	質問	回答	カテゴリ
15	固定価格買取制度（FIT制度）を活用していいですか。	FIT・FIP制度との併用はできません。実績報告時に、FIT・FIPの認定を受けていないことが分かる書類の提出が必要です。	補助の要件について
17	「自家消費率50%以上」を達成できなかった場合どうなりますか。	補助金の返還が必要になる場合があります。まずは設置後3年間の報告により判断しますので、自家消費率50%を達成できるよう、設置前に十分なシミュレーションを行ってください。	補助の要件について
19	PPAモデルやリース形式での設置は対象になりますか。	創エネルギー設備に限り、リースでの設置も対象とします。その場合の申請者はリース事業者となります。（PPAモデルでの設置は対象外です。）	補助の要件について
21	事務所兼住宅や店舗兼住宅は、事業所用の補助金に申請できますか。	太陽光発電設備は申請可能です。 省エネ設備も申請可能ですが、住宅部分で使用する省エネ設備の設置は対象外です。	補助の要件について
24	これから新築/開業する事業所へ太陽光発電設備、蓄電池を導入したいのですが、申請できますか。	申請可能です。	補助の要件について
25	これから新築/開業する事業所へ省エネ設備を導入したいのですが、申請できますか。	新築の場合はできません。開業前の場合は、既存の設備との入れ替えであれば申請できます。	補助の要件について
26	本社が廿日市市外でも、支店が廿日市市内にあれば申請できますか。	廿日市市内の事業所に補助設備を導入するのであれば、申請できます。	補助の要件について
27	本社が廿日市市内であれば、廿日市市外の支店に補助設備を導入する場合も申請できますか。	申請できません。廿日市市内の事業所へ導入することが要件です。	補助の要件について
29	賃貸住宅のオーナーですが、所有する物件の屋根に太陽光発電設備を設置して、賃貸住宅の電気を利用する場合は補助対象になりますか。	対象外です。	補助の要件について
30	賃貸住宅のオーナーですが、所有する物件の省エネ設備更新工事は対象になりますか。	対象になります。但し、共用部の機器更新など、オーナーが事業として行う更新工事である場合に限ります。居室内の設備を入居者が更新する場合などは対象外です。	補助の要件について
34	ソーラーカーポートを導入したいのですが、対象になりますか。	対象になります。ただし、設備によっては建築基準法に基づく建築確認申請が必要になる場合がありますので、必ず事前に施工（販売）業者へ確認してください。各種法令に違反する場合、補助金を交付することができません。	対象設備・経費について

No.	質問	回答	カテゴリ
35	既設のカーポートの上にパネルを設置したいのですが、対象になりますか。	対象になります。ただし、屋根等への設置として申請してください（補助額が異なります）。この場合、耐荷重等、安全面に問題ないことを構造計算等により必ず確認してください。また、増設により建築基準法に基づく建築確認申請が必要になる場合がありますので、必ず事前に施工（販売）業者へ確認してください。各種法令に違反する場合、補助金を交付することができません。	対象設備・経費について
36	壁や窓などの建材一体型太陽光発電設備は対象になりますか。	対象外です。	対象設備・経費について
40	既存の太陽光発電設備の更新（リプレース）は対象になりますか。	以下の①～④の要件をすべて満たす場合は対象となります。 ①リプレース後に発電容量が増加するなど再エネ導入に追加性があること。 ②法定耐用年数期間を満了していること。 ③FIT認定を受けている場所でないこと。 ④架台等については、引き続き使用できるかどうかの検討を行うこと。	対象設備・経費について
42	持ち運び可能な太陽光パネルや蓄電池は対象となりますか。	対象外です。	対象設備・経費について
44	電力計測装置やモニターは対象になりますか。	対象になります。50%以上自家消費することを補助の要件としており、設置から3年間は毎年実績を報告していただきますので、発電量や自家消費量が分かる設備を必ず導入してください。 ただし、HEMS、BEMSは対象外です。	対象設備・経費について
45	LEDの要件にある調光制御機能とはどういったものですか。	次のいずれかの機能をいいます。 単にリモコンで明るさを調整するだけでは対象になりません。 ①スケジュール制御（予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する機能） ②明るさセンサによる一定照度制御（明るさセンサからの信号により、予め設定した照度に調光制御する機能） ③在・不在調光制御（人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する機能）	対象設備・経費について
46	アスベストの調査費用は補助の対象になりますか。	対象外です。補助対象経費から除外してください。	対象設備・経費について
47	空調機に耐震架台、アクティブフィルターを導入したいのですが、補助の対象になりますか。	どちらも対象外です。補助対象経費から除外してください。	対象設備・経費について

No.	質問	回答	カテゴリ
48	既存設備の撤去費や処分費は対象になりますか。	<p>既存設備の取り外し・処分が新設の設備の設置にやむを得ず必要である場合には、必要最小限度の範囲の取り外し費用やこれらに伴う運搬費用及び処分費用に限り、交付対象となります。ただし、有価物（鉄くず等）は処分利益に該当するため、処分費用から控除してください。また、家電リサイクル法のリサイクル料金は交付対象外のため、対象経費から除外してください。</p>	対象設備・経費について
49	省CO ₂ 効果はどのように計算するのですか。	<p>販売業者、メーカー等に算定を依頼するか、HPに掲載している省エネ計算シートをご活用ください。また、省エネ診断(有料)や、次のサイトを利用した算定も可能です。交付申請時には診断結果の写しや算定結果をプリントアウトしたものを提出してください。</p> <p>※空調機器・給湯器の場合は、機器ごとの比較が必要ですのでご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 省エネ診断の受診（有料） ⇒ https://shoeneshindan.jp/ ■ SIIが提供している省エネ計算プログラム ⇒ https://syouenekeisan.sii.or.jp/ ■ 環境省の省エネ製品買換ナビゲーション「しんきゅうさん」 ⇒ https://ondankataisaku.env.go.jp/shinkyusan/ ■ 環境省の地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック ⇒ https://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html 	対象設備・経費について
50	空調機器の更新工事を行うのですが、4台を3台に減らす場合でも申請できますか。	<p>更新工事となる3台分のみ申請できます。機器ごとに（1台ずつ）比較し、それぞれ30%以上の省エネ効果があることが要件です。4台の合計と3台の合計を比較することはできませんのでご注意ください。なお、給湯機器についても同様です。</p>	対象設備・経費について
51	申請者と申請に関わる添付書類に記載の名前が違いますが、問題ありませんか。	<p>申請者と申請に関わる添付書類（見積書の宛名・契約書の契約者・領収書の宛名等）は、全て申請者と同一人物である必要があります。そのため、名字だけでなく必ずフルネームで書類を作成するよう、販売（施工）業者に依頼してください。</p>	提出書類について
52	交付申請時点で見積書の有効期限が切れていても申請は受け付けてもらえますか。	<p>受理できませんので、改めて取り直し、期限内のものを提出してください。</p>	提出書類について
53	提出する見積書や契約書、領収書などは、補助事業以外の工事と合算されていても問題ありませんか。	<p>できる限り、補助事業のみの見積書、契約書、領収書となるよう販売（施工）業者に相談してください。難しい場合には、補助対象設備に係る経費などを明確にした内訳書を添付してください。</p>	提出書類について

No.	質問	回答	カテゴリ
54	提出する見積書や契約書が「太陽光設備導入一式 ○○○万円」となっていますが、問題ありませんか。	補助対象経費の確認のため、内訳の明記が必要です。 販売（施工）業者に明細書の作成を依頼してください。	提出書類について
55	提出する見積書や領収書に発注先業者の押印がありませんが、問題ないですか。	見積書等への販売（施工）業者の押印は必要ですので、業者に押印を依頼してください。	提出書類について
56	提出する見積書・契約書・領収書には導入する設備名等が必要ですか。	必要です。必ず、補助事業に対する書類であることが分かる内容（宛名・設置場所・設備名・必要経費等）を明記してもらうよう作成業者に依頼してください。	提出書類について
59	市税などの滞納がないことを証明する書類とは何ですか。	廿日市市役所税制収納課にて「滞納がない証明書」を取得してください。納税証明書ではありませんのでご注意ください。	提出書類について
61	「住民票の写し」や「滞納がない証明書」を代理人が窓口で取得したいのですが、可能ですか。	担当課までお問い合わせください。 「住民票の写し」：廿日市市役所 市民課 0829-30-9134 「滞納がない証明書」：廿日市市役所 税制収納課 0829-30-9110	提出書類について
62	写真の撮影の際に気を付けるべきポイントがありますか。	次の点に注意し、撮影してください。 ・設備設置前と設置後の写真が比較しやすいよう、同じ角度で撮影してください。 ・機器に表示されているメーカー、型番も撮影してください。（裏面に型番が記載されているなど、設置後に撮影ができなくなることがあるため、設置前に忘れないよう撮影をしてください。） ・太陽光発電設備の屋根面の写真については、パネルの配置や枚数が確認できるよう、設置するすべての屋根面の写真を撮影してください。 ・太陽光モジュールについては、バーコードの写真（型番の記載のあるものを枚数分）や出力対比表など、型番・枚数・設置場所または申請者氏名等が確認できるものでも可とします。	提出書類について
63	保証書は販売店のものでもいいですか。	販売店ではなく、メーカーが発行したものを提出してください。	提出書類について
65	パワーコンディショナーを複数設置します。 ①モジュール（10kW）と②パワーコンディショナー（12kW）、③モジュール（15kW）と④パワーコンディショナー（12kW）がそれぞれ接続されている場合の補助額はいくらになりますか。	太陽光パネル（モジュール）の容量の合計とパワコンの容量の合計を比べ、低い方をとります。 今回の例では、 パネル：①10kW+③15kW=25kW パワコン：②12kW+④12kW=24kW 低い方の24kW×5万円=120万円が補助額となります。	補助額について

No.	質問	回答	カテゴリ
66	蓄電池とパワーコンディショナー（PCS）が一体型のため、経費を分けることができません。補助額はどのように算定したら良いですか？	一体型等の理由によりそれぞれの経費を算出できない場合は、蓄電池の経費へ振り分けてください。ただし、一体型でもそれぞれの経費が算出できる場合は、PCSに係る費用は発電設備の経費へ振り分けてください。	補助額について
68	屋根置きとソーラーカーポートパネルをどちらも導入します。パワーコンディショナー（PCS）を共通で1台しか設置しないのですが、補助額はどのように算定したら良いですか？	PCSの容量及び経費（工事費込み）を、発電設備の容量に応じて按分してください。 例）屋根置き：6kW/100万円、ソーラーカーポート：3kW/200万円、PCS：6kW/30万円 の場合、 （屋根）6：（ソーラーカーポート）3 の比率で按分します。 【①屋根置きの補助額】 モジュール：6kW/100万円、PCS：4kW/20万円→ $4kW \times 5万円 = 20万円$ 【②ソーラーカーポートの補助額】 モジュール：3kW/200万円、PCS：2kW/10万円→ $210万円 \times 1/3 = 70万円$	補助額について
69	1kWh当たり12万5千円（業務用蓄電池の場合は11万9千円）を超える蓄電池を導入する場合、上限額の5万円/kWhまでは補助金の交付を受けられますか。	受けられます。ただし、12万5千円（業務用蓄電池の場合は11万9千円）以下での調達可否を見積業者へ確認したうえで、「蓄電システム価格に関する誓約書」を提出してください。	補助額について
70	蓄電池を2台設置したいのですが、2台分の補助を受けられますか。	2台分の申請が可能です。なお、蓄電容量は2台分の合計とします。家庭用蓄電池が2台であっても、合計の容量が4,800Ah・セル相当のkWhを超える場合は業務用となり、補助額や要件が異なりますのでご注意ください。	補助額について
72	仕様書やカタログに蓄電池の容量が複数記載されていますが、どの値を取れば良いですか。	「単電池の定格容量×単電池の公称電圧×単電池の数で算出される蓄電池部の値」を採用します。メーカーによってカタログ等に記載されている名称が異なる場合がありますので、不明な場合はメーカー等にご確認ください。 一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録された製品である場合は、以下のサイトからもご確認いただけます（導入する製品の「蓄電容量」をご確認ください。） https://zehweb.jp/registration/battery/index.html	補助額について
73	費用効率性（交付対象事業費を法定耐用年数の累計CO2削減量で除した値）が25万円/t-CO2を超えるのですが、25万円/t-CO2を超えない部分だけでも補助を受けられますか。	受けられません。事業全体で基準を超える場合は補助対象外です。	補助額について

No.	質問	回答	カテゴリ
75	<p>自社製品の設置、自社施工を行いたいのですが、補助対象になりますか。</p>	<p>自社製品の導入、自社施工、又はグループ企業等関連事業者からの調達、施工を行う場合は、利益等排除を行った経費を補助対象経費とします。なお、事業者自身の利益が含まれていないことが客観的に証明できる根拠資料の提出ができない経費については、補助対象外となりますのでご注意ください。</p>	<p>補助額について</p>
77	<p>報告は設置から3年後に行えばよいですか。</p>	<p>1年ごとに、3年間の報告をお願いします。報告様式は、補助金の確定通知の際に市からお送りしますので、なくさないようにしてください。</p> <p>3年間の報告後も、内容によっては引き続き報告を求める場合があります。</p> <p>また、法定耐用年数を経過するまでの間は、（国の会計検査で求められた場合など）必要に応じて市が電力消費量等について情報提供を求めることがありますので、その際は提供をお願いします。</p>	<p>補助金交付後の管理について</p>
78	<p>補助金で導入した設備を売却することになりました。必要な手続きはありますか。</p>	<p>法定耐用年数の間に処分（補助金の目的に反する使用、譲り渡し、交換、貸し付け、廃棄又は担保に供すること）する場合、事前に承認申請が必要ですので、必ず事前に市へご相談ください。なお、その場合、補助金の返還が必要になることがあります。</p>	<p>補助金交付後の管理について</p>